

「自動ドアによる事故」(令和3年6月報告書公表)に関するフォローアップの審議用資料（意見先:経済産業省、国土交通省）

意見(令和3年6月) 消費者安全調査委員会		意見対応の経過報告(意見先)		第1回フォローアップ(公開に アリング)における 確認事項(令和4年11月)	追加質問回答(令和5年1月)	第1回フォローアップ の取組確認結果 (案)(令和5年7月)【青色:終了、 黄色:継続】
		対応状況(令和4年10月)	今後の取組予定 (令和4年10月)			
1 経済産業大臣への意見						
経済産業省は、自動ドアによる事故の再発防止のため、製造業者、原案作成団体及び保全業者が以下の対策を実施するよう促すべきである。		経済産業省から、以下の団体宛て、自動ドアの安全対策にかかる対応についての要請・周知依頼を令和3年7～9月に発出した。特に、全国自動ドア協会とは、安全対策の検討及びその実施について、情報交換・進捗状況の確認を行っている。 <周知先> 全国自動ドア協会 (一社)日本シャッター・ドア協会 (一社)日本サッシ協会 板硝子協会	経済産業省としては、自動ドアによる事故の再発防止に向け、全国自動ドア協会等への要請内容を踏まえ、協会での検討内容の確認及びその実施に向け、適切に情報交換や進捗状況の確認等に引き続き取り組んでいくこととしている。	全国自動ドア協会等に参加していない製造業者、保全業者に対して、事故の再発防止対策の実施をどのように促すのか、御教示ください。	【質問1】 当委員会の意見(消費者安全法第33条)に対する取組の一環として、貴省は各業界団体に直接周知を実施したという御回答でした。そこで、当該周知の成果がどの程度現れたのかを具体的に示す事例やデータについて、各業界団体からの聞き取りを実施した上で御教示ください(状況により、1年後をめどに最終回答の御検討をお願いします。)。 【回答1】 全国自動ドア協会からのデータ提出によれば、以下の通りです。 人身事故の件数は着実に減少しています。人身事故件数 2021年度41件、2020年度47件、2019年度51件、2018年度54件、2017年度87件。 2022年度は集計中のためまだ数字がございません。 【質問2】 全国自動ドア協会に所属しない自動ドアの製造業者又は保全業者がどのくらいあるのか、また、当該製造業者及び保全業者が設置又は保全管理する既設の自動ドア(約20万台と推定)に対する周知をどのように行うのか御教示ください。なお、当該製造業者又は保全業者の数が不明である場合は、今後どのように数を把握するのか御教示ください。 【回答2】 全国自動ドア協会に所属しない事業者数の把握は困難ですが、建物所有者、建物管理者等への周知を通じて、これら事業者への周知等をしていくこととしています。	取組確認済み
1. 1 センサー検出範囲の確保						
(1)	製造業者又は保全業者に対し、既設の自動ドアに対しても、業界団体等で統一したセンサー検出範囲の測定方法や検査治具を定め、同JISで規定された起動検出範囲、保護領域、さらにタッチスイッチでは併用センサーの検出範囲、それぞれが確保されているかを確認させること。 また、センサー検出範囲の測定値を建物所有者又は建物管理者に報告させ、その測定結果に応じた通行者への安全対策を実施するよう促すこと。	全国自動ドア協会の会員各社は、検出範囲に関する安全対策について、JIS 規格に沿ったエリア測定方法による確認に取り組んでいる。その結果にかかる安全対策については、建物所有者または建物管理者に、推奨値を確保できるセンサーへの交換推奨等を含め報告している。 関連するJIS A 1551 (自動ドア開閉装置の試験方法) A 4722 (歩行者用自動ドアセッター安全性)	引き続き適宜情報提供等を行う。			取組確認済み
(2)	製造業者又は保全業者に対し、調整でセンサー検出範囲の推奨値を確保できない場合には、建物所有者や建物管理者が推奨値を確保できるセンサーに交換するよう促すこと。					取組確認済み
(3)	製造業者又は保全業者に対し、建物環境でセンサー検出範囲の推奨値を確保できない場合には、建物所有者又は建物管理者が推奨値を確保していないことを利用者に認識させるラベルなどの表示をするよう促すこと。 また、表示物について製造業者は、統一した分かりやすい表示物を作成し、建物所有者や建物管理者に提供すること。	センサー検出範囲の推奨値を確保していない現場への対応を目的として、全国自動ドア協会で注意喚起表示ラベルを作成し、令和4年2月8日に各企業へ頒布の案内を行った。 令和4年4月15日時点で、5,000枚を頒布するとともに、協会ホームページにも掲載し、広く周知を行っており、令和4年10月1日現在、約18,000枚を頒布した。 ・全国自動ドア協会ホームページURL http://jada-info.jp/documents/topics/2022_0301_information.pdf 	今後、継続して頒布予定。			取組確認済み
1. 2 保全点検及び情報共有						
保全点検や情報共有に関しては、まずは施工段階から管理段階における関係者の理解を得る必要がある。そのため、(1)については、商業施設、医療・福祉施設、金融機関等、集合住宅で自動ドアによる事故が多いことから、金融庁、厚生労働省及び国土交通省と連携して、(3)については、集合住宅、商業施設、医療・福祉施設で子どもの引き込まれる事故が多いことから、厚生労働省及び国土交通省と連携して、以下の対策を実施すること。		安全性確保のための対策実施について、経済産業省では、金融庁、厚生労働省及び国土交通省と連携し、関係団体に令和3年7月～8月に周知を実施している。 1. 商業施設(経産省) 2. 集合住宅等(国土交通省) 3. 医療・福祉施設(厚生労働省) 4. 金融機関等(金融庁) なお、経済産業省から周知した商業施設の関係業界団体は以下のとおり。 (一社)日本ショッピングセンター協会、(一社)全国スーパーマーケット協会、(一社)日本スーパーマーケット協会、オール日本スーパーマーケット協会、日本チェーンストア協会、(一社)日本チェーンドラッグストア協会、(一社)日本百貨店協会、(一社)日本フランチャイズチェーン協会、(一社)日本ボランティアチェーン協会、(一社)日本専門店協会、日本小売業協会。 また、全国自動ドア協会においても、今回の安全対策について周知を行っており、周知先関係業界団体は以下のとおり。 (一社)日本建設業連合会、(一社)ショッピングセンター協会、全国自動ドア協会(賛助会員、特別会員含む)、(一社)建築開口部協会、(一社)日本建材・住宅設備産業協会、(公財)マンション管理センター、(一社)日本サッシ協会、日本バーティション工業会、(一社)日本シャッター・ドア協会。	引き続き適宜情報提供等を行う。	保全点検について、関係省庁との具体的な連携の方法について御教示ください。	【質問3】 自動ドア1台当たりの保守点検費用と、手指緩衝材の設置に必要な費用について、それぞれ御教示ください。 【回答3】 以前回答の通り、保守点検項目により大幅に金額が違うなどケースバイケースであるため具体的な金額の回答は難しいですが、一般的には、保守点検費用としては数万円～10万円/件程度、手指緩衝材を含む施工費アップ分は、数万円程度/件と思われます。 ちなみに、協会会員のナブコブランドの販売会社ナブコシステム株式会社のホームページに一般的な価格が公開されておりますので、ご参照ください。 https://www.nabcosystem.co.jp/support/plan/ (例:スタンダードプラン 月額3000円。含保守点検定期2回+臨時、平日昼間の修理作業・出張費無料等)	取組確認済み
(1) 保全点検	保全業者に対し、保全点検記録を適切に保管し、建物所有者又は建物管理者が替わった場合でも、保全点検記録を当該建物所有者又は建物管理者に引継ぐべきこと、自動ドアは定期的な点検や部品の交換が必要であることの重要性を関係省庁と連携して、建物所有者又は建物管理者へ周知させること。	全国自動ドア協会として従来から活動している内容であり、各会員企業でも継続して実施している。また、経済産業省からの自動ドアの安全に関する対策についての周知・要請により、同協会会長名で令和3年9月3日に協会会員宛てに通達するとともに、同年9月6日に関連業界団体を通じて建物所有者・管理者に対して、「自動ドアの安全対策についてのお願い」を配信している。 http://jada-info.jp/documents/topics/20210902.pdf さらに、同内容を「安全対策についてお願い」として同協会ホームページに掲載している(上記)。	同上		【質問4】 全国自動ドア協会会員が設置した自動ドアのうち、保守点検を実施している自動ドアの台数を御教示ください。なお、当該保守点検の頻度及び内容(センサー検出範囲の確認等)についても併せて御教示ください。また、当該保守点検の際に見つかった自動ドアに係る不具合の発生件数を御教示ください。 【回答4】 保守点検の実施比率はブランドにもよりますが、30%程度と推測しています。台数としては把握しておりません。 保守点検の内容は製造業者が発行する保全基準によります。頻度は使用機器・使用状況により顧客と個別に協議して決定(1～4回/年)されます。点検時の不具合は個別に顧客へ報告されますが、その件数について協会では把握していません。	取組確認済み
(2) 技術情報の共有						
	製造業者に対し、保全及び安全性に関する公表可能な技術情報を、独立系も含めた保全業者が入手することができるよう公開を促すこと。	同上	同上			取組確認済み
(3) 子どもの手の引き込まれ事故の防止						
	製造業者又は保全業者に対し、子どもの手の引き込まれ事故の防止策として、戸袋部に子どもの手が届かないような措置(ガードスクリーンや防護柵などの安全対策)を講じよう関係省庁と連携して、建物所有者又は建物管理者へ周知させること。	同上	同上			取組確認済み
1. 3 通行者への周知						
	製造業者に対し、自動ドアに「ぶつかる」、「挟まれる」事故、子どもが手を「引き込まれる」事故が発生していることより、これらの事故について通行者に分かりやすい啓発資料を作成し、建物所有者又は建物管理者に提供させること。	同上 通行者にわかりやすい啓発資料の作成及び提供を行っている。 ○自動ドアを正しく利用するために http://jada-info.jp/documents/safety/guideline201904.pdf ○お子様にもわかりやすい自動ドアの安全な通り方 http://jada-info.jp/documents/topics/auto_door_2019.pdf ○注意啓蒙ポスター http://www.jada-info.jp/documents/topics/enlightenment_poster.pdf	同上			取組確認済み

意見(令和3年6月) 消費者安全調査委員会		意見対応の経過報告(意見先)		第1回フォローアップ(公開ヒアリング)における 確認事項(令和4年11月)	追加質問回答(令和5年1月)	第1回フォローアップの取組確認結果(案)(令和5年7月)【青色:終了、黄色:継続】	
		対応状況(令和4年10月)	今後の取組予定(令和4年10月)				
1. 4 JIS A 4722の改正							
		原案作成団体に対し、同JISの以下の項目について改正を検討するよう促すこと。	○令和3年7月28日付けで、住宅産業室からJISの原案作成団体である全国自動ドア協会宛てに2項目の改正の検討依頼を実施。 ○同協会は、原案作成委員会において追加の2項目の検討を行い、令和4年3月末に作成委員会を終了し、原案をとりまとめた。本検討に際しては、消費者団体代表にJIS原案作成委員会に委員として参加いただいた。 ○経済産業省では、JIS改正原案について、意見受付(パブリックコメント)、日本産業標準調査会(審議会)での審議等の所要の手続きを行い、令和4年9月20日に経済産業大臣からJIS改正が公示された。改正の概要は、下記のとおり。	JIS改正の対応は終了。	JIS A 4722の改正が公示されましたが、今後、規格を満たす製品普及のために予定している取組がありましたら、御教示ください。	【質問5】 各業界団体の取組や既設の自動ドアの実態(①定期点検の実施頻度、②不具合の発生件数)を把握できる仕組みはあるのか、もしなければ、その構築についてどのようにお考えなのか御教示ください。 【回答5】 全国自動ドア協会としては、事故の低減の観点から、事故調査や保守点検に関する啓蒙活動を行っています。定期点検の実施頻度については、上記でもご説明の通り、建物所有者や管理者の事情によるところが大きく、具体的な数値は協会では把握していません。協会としては、1. のとおり事故情報の収集を行い、その原因等に応じた対応を適切に行ってきたところ。既設の自動ドアの利用実態に応じた保守点検、修理については、建物所有者、管理者が責任を持って運用するべきと考えています。	取組確認済み
(1)		センサー検出範囲の検査方法(保全点検) センサー検出範囲を測定する検査治具及び測定方法を規定し、完工検査書及び保全点検記録の項目にセンサー検出範囲を追加して、測定値を記録すること。	完工検査及び保全点検に以下を追加。 ○センサー起動の場合には検査項目として検出領域の大きさを確認し、その検査方法及び治具を規定。 ○赤外線反射センサーの場合には、完工検査及び保全点検記録に検出領域の大きさの測定及びその値の記録を含めなければならない。 全国自動ドア協会ホームページに、『JIS A 4722 歩行者用自動ドアセッー安全性の改正 公示のお知らせ』を掲載し、改正のポイントとして左記に関する内容を記載。	引き続き適宜情報提供等を行う。			取組確認済み
(2)		子どもの指に対する安全距離 子どもの指が引き込まれない寸法となるよう、同JISの安全距離を変更する、あるいは隙間を埋める等の対策を示すこと。	子どもに対する配慮が必要な場合の構造的な付加保護対策として、危険箇所に“手指用緩衝材”を具備することを推奨。また、その具備する方法を参考として図示した。 全国自動ドア協会ホームページに、『JIS A 4722 歩行者用自動ドアセッー安全性の改正 公示のお知らせ』を掲載し、改正のポイントとして左記に関する内容を記載。	同上			取組確認済み
1. 5 建物設計段階の安全対策							
		製造業者に対し、建築設計時に建築設計者とともに自動ドアに関して協会ガイドライン及び事故関連情報などの安全に関わる情報を関係者間で共有すること。さらに、主に以下の安全対策を促すこと。		引き続き適宜情報提供等を行う。			取組確認済み
(1)		通行者の動線を考慮して、センサー検出範囲の確保、斜め進入の防止、戸袋部への進入防止等について、建物設計段階から検討すること。	令和4年9月20日に自動ドアの安全規格JIS A 4722が改正され、その内容を踏まえて全国自動ドア協会の安全関連刊行物であるJIS準拠安全ガイドブックを改訂中である(令和4年12月頃完成予定)。				取組確認済み
(2)		タッチスイッチについては、併用センサーを標準装備とすること。	①建物設計段階から安全対策を検討すること。 ②タッチスイッチと併用センサーの標準装備とすること。 ③集合玄関機設置の場合、適切な操作盤配置や戸袋部進入防止対策を検討すること。 ④自動ドア視認性向上等を配慮したドアデザインを検討すること。	同上	タッチスイッチに併用センサーが標準装備されるために、予定されている取組はありますか(例えば、設計業者に設計変更の依頼をかけるなど)。		取組確認済み
(3)		集合玄関機の設置を計画する場合には、子どもの手の引き込まれによる事故を防止するため、ドア監視の観点から共用玄関の操作者目線を考慮した操作盤の配置や戸袋部進入の防止対策などを検討すること。		同上			取組確認済み
(4)		ガラス・サッシ業者を含め、自動ドアの視認性等を配慮したドアデザインを検討すること。					取組確認済み
1. 6 安全性を高める自動ドアの開発							
(1)		製造業者及びガラス・サッシ業者に対し、自動ドアの視認性等を向上するため、ドアの戸先や戸尻を識別しやすいデザインの採用や点滅ライト等を検討するよう促すこと。	全国自動ドア協会から会員各社へ周知。開発については、各社ごとの企業秘密も含むため、団体としては安全性確保をお願いし、具体的には各社で対応することとしている。	左記のとおり継続。			取組確認済み
(2)		製造業者に対し、集合玄関機で子どもの手の引き込まれによる事故を防止するため、共用玄関や室内からの監視や制御方法、解錠操作後に安全を確認してドアの開操作をする2段階操作方式などの開発を促すこと。	同上				取組確認済み
2 国土交通大臣への意見							
			・令和3年6月25日に、(公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会及び(公財)日本建築家協会(以下「設計関係団体」という。)に対し、自動ドア事故に係る報告書が公表されたこと、当該報告書を自動ドアの安全対策を行うに当たっての参考としていただきたいことを各会員に周知を依頼する事務連絡を发出。 ・令和3年8月13日に、設計関係団体に対し、自動ドアの安全対策については、報告書に加え、全国自動ドア協会発行の、「スライド式自動ドアの安全ガイドブック」、「歩行者用自動ドアセッ(引き戸)安全ガイドブック」を参考にしていただくよう各会員に周知をお願いする事務連絡を发出。	自動ドアに係る安全対策について、今後、経済産業省や全国自動ドア協会から新たな情報提供等があった際には、関係団体への周知等を実施する。	自動ドアの安全対策について、(一社)日本建築士事務所協会連合会等を通じて建築設計者への周知が行われましたが、それを受けて建築設計者が実施した取組等があれば御紹介ください。 自動ドアによる事故の再発防止のため、経済産業省から協力を得て実施している取組、又は今後実施する予定の取組があれば、御教示ください。	【質問1】 当委員会の意見(消費者安全法第33条)に対する取組の一環として、貴省は各建築設計関係団体に直接周知を実施したという御回答でした。そこで、当該周知の成果がどの程度現れたのかを具体的に示す事例やデータについて、各建築設計関係団体からの聞き取りを実施した上で御教示ください(状況により、1年後をめどに最終回答の御検討をお願いします)。 【回答1】 以下のとおり建築設計関係団体から設計者への周知や設計事務所における安全対策が行われていることを確認しており、国土交通省から各団体への周知による一定の成果が現れていると認識している。 ○設計関係団体への聞き取り結果(令和4年10月実施) ・各会ホームページへの掲載が主な周知方法となっており、日本建築士事務所協会連合会における、国土交通省からの事務連絡へのアクセス数は約1年間で2万件を超えていた。 団体名及び事務連絡の周知方法 ①(公社)日本建築士会連合会 会員数:68,770名 ・所属する都道府県別建築士会へ各事務連絡をメールにより展開 ・日本建築士会連合会及び都道府県別建築士会のHPへの掲載(アクセス数不明) ②(一社)日本建築士事務所協会連合会 会員数:14,285事務所 ・日本建築士事務所協会連合会及び所属する都道府県別協会のHPへの掲載 【連合会HPへのアクセス数】 →令和4年6月事務連絡[2,526回] →令和4年8月事務連絡[18,926回] (R3年9月1日～R4年10月) ③(公社)日本建築家協会 会員数:正会員3,355名／準会員182名 協力会員法人1,274社／個人59名・日本建築家協会HPに掲載(アクセス数不明) ○日本建築士事務所協会連合会に所属する大手設計事務所への聞き取りの結果 (令和4年10～11月実施) ・聞き取りを行った5社中5社が、国土交通省からの事務連絡を踏まえた設計を行っていた。 ・社員への周知方法としては、社内会議や社員講習、社内で作成している設計手引きへの記載により行われていた。	取組確認済み
2. 1		国土交通省は、本報告書の「再発防止策」を参考に、経済産業省の協力を得て、製造業者からの情報提供を元に、建築設計時に主に以下の自動ドアの安全対策を講じるよう、関係団体を通じ、建築設計者に周知すべきである。	令和3年8月13日付け事務連絡において、左記に関するガイドブック等に記載されている安全対策を紹介。	同上		【質問2】 各建築設計関係団体の取組を把握できる仕組みはあるのか、もしなければ、その構築についてどのようにお考えなのか御教示ください。 【回答2】 各建築設計関係団体の取組については、各団体のホームページに掲載されている情報の確認や毎月国土交通省へ送っていたいている機関誌等により把握しているほか、今回、自動ドアの関係で各団体に対応していただいたように、突発的なヒアリング等にも随時対応いただける関係が構築されている。	取組確認済み
(1)		通行者の動線を考慮して、センサー検出範囲の確保、斜め進入の防止、戸袋部への進入防止等について、建物設計段階から検討すること。	同上	同上			取組確認済み
(2)		タッチスイッチについては、併用センサーが装備されたものを採用すること。	同上	同上			取組確認済み
(3)		集合玄関機の設置を計画する場合には、子どもの手の引き込まれによる事故を防止するため、ドア監視の観点から共用玄関の操作者目線を考慮した操作盤の配置や戸袋部進入の防止対策などを検討すること。	同上	同上			取組確認済み
(4)		ガラス・サッシ業者を含め、自動ドアの視認性等を配慮したドアデザインの採用を検討すること。	同上	同上			取組確認済み